

道路占用工事等における留意事項

1 抑制期間の厳守

本県の降雪事情から、冬期間（12月～翌年3月）の道路の掘削工事は原則認めないこととしているので、あらかじめ冬期間を除いた占用工事計画とすること。

2 道路構造物（側溝・消雪パイプ等）の下越し

道路構造物（側溝・消雪パイプ等）の下の施工は、原則、構造物を一時的に撤去し復旧することであるが、占用者の負担軽減のため、「さや管」の設置を特例的に「下越し」として認めているものである。

しかしながら、以下のような事例が散見される状況を踏まえ、令和3年度からは、「下越し」を行ったほうが合理的であると道路管理者が認める場合に限り認めることとします。

散見される事例

- ・道路構造物を撤去した方が合理的な場合でも「下越し」を行っている。
- ・横断構造物の「下越し」に起因するとみられる道路構造物下面の空洞が多数確認。
- ・えぐり堀り（ためき堀り、透かし堀り）をしていた。
- ・道路構造物の基礎を傷めているにもかかわらず無対策のまま埋め戻した。

さや管設置の際は、設置箇所の土を乱さずに削孔し挿入することとし、禁止している「えぐり堀り（ためき堀り、透かし堀り）」による”不適切な施工”を行わないこと。

※申請書「備考」欄に、【道路構造物等を下越しする際の施行方法は、下越し構造物幅より余裕幅をとり、設置箇所の土を乱さずに削孔し、さや管を設置する】ことを明記すること。

3 仮復旧後における維持管理の徹底

仮復旧後、本復旧までの間、占用者の責任において、パトロールの実施及び路面の維持管理を徹底するとともに、損傷等があった場合は速やかに補修すること。また、仮復旧箇所での事故が懸念されることから、第三者への損害賠償責任についてもその責を負うこと。

冬期間、やむを得ず仮復旧の状態経過する場合は特に留意すること。箇所によっては本復旧並みの舗装構成の指示を行う場合もある。

4 マンホール維持管理の徹底

マンホール周辺の路面がマンホールに起因して補修を要する場合は、速やかに復旧すること。特に、冬期間は除雪の妨げにならないよう、除雪前に必ず点検すること。

5 道路占用工事情報の提供

道路占用工事に係る工事情報を提供するため、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を工事区間の起点・終点に設置すること。ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りではない。

また、必要に応じ、予定されている道路占用工事を開始する約1週間前から工事を開始するまで間、工事情報看板を工事現場付近に設置すること。

6 道路占用工事の取りやめ及び廃止

許可を受けた道路占用工事を取りやめる場合又は占用の廃止をするときは、速やかに取りやめ届兼廃止届を提出し、道路管理者から必要な指示を受け、道路を現状に回復する等の処置を講ずること。

7 道路占用物件（縦断方向）の設置位置

これまで占用物件の設置位置の設定が適切でないために、占用申請協議に時間を要してしまう事例が散見されました。

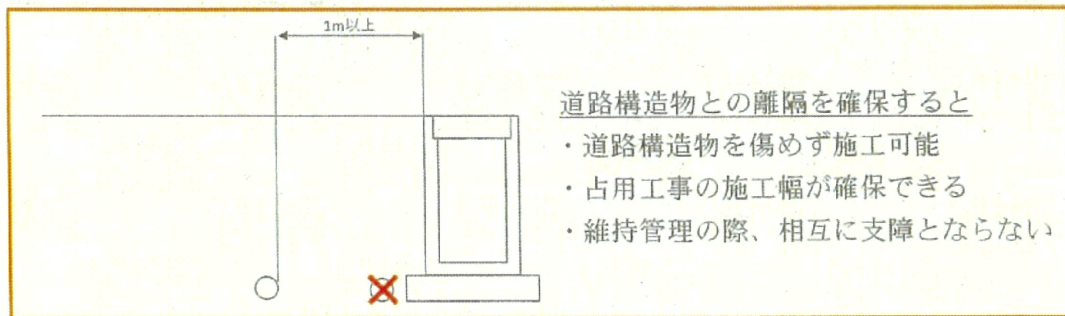
よくある事例は以下のとおり

- ・ 設置にあたり、道路構造物を不安定にしてしまうもの。
- ・ そもそも施工できない位置となっているもの。
- ・ 道路構造物や占用物の今後の維持管理に支障となる位置に設定されているもの。

このような設計とならないために、以下の2点に留意して設計をお願いします。

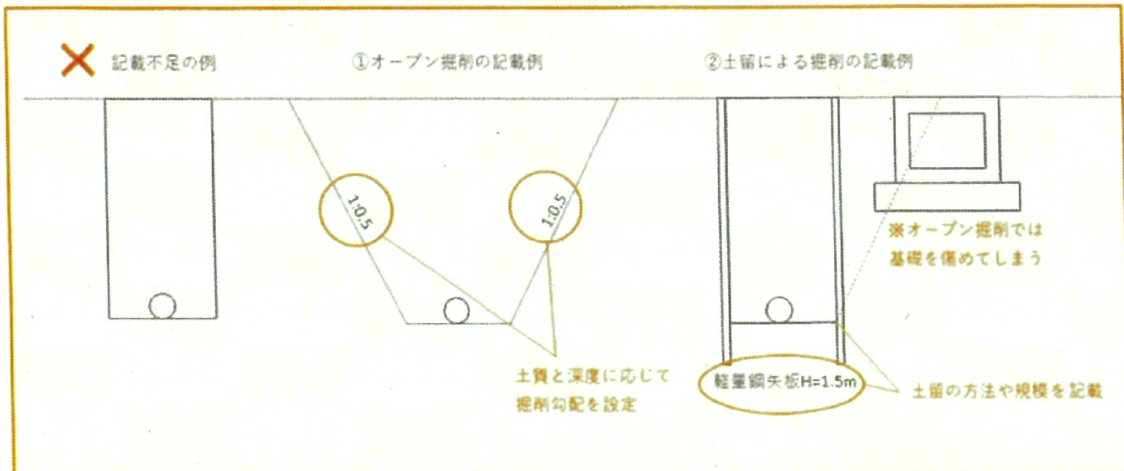
①道路構造物と占用物との離隔について

- ・ 道路構造物と占用物件との離隔は1m以上確保することを基本としてください。
- ・ 幅員狭小等で1m以上の離隔が確保できない場合は、確保可能な最大の離隔としてください。
- ・ 掘削深度が深く、上記以上の離隔が必要となる場合は、深度に応じた離隔を設定してください。（協議事項）



②掘削勾配について

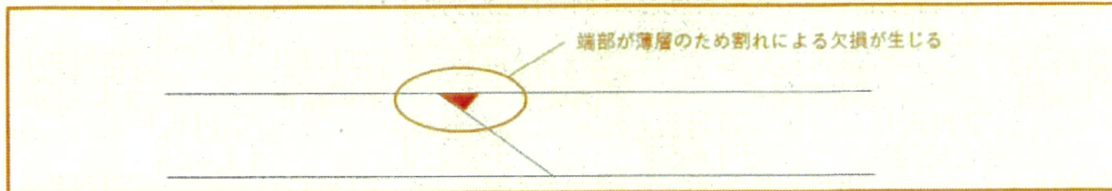
- ・ 掘削断面を設定する場合は、掘削深度と土質に応じて適切な掘削勾配を設定し断面を確保してください。
- ・ 掘削勾配が確保できない場合は、土留等により掘削断面を確保することとし、土留等の構造や規模等について申請書に記載してください。



8 舗装の復旧

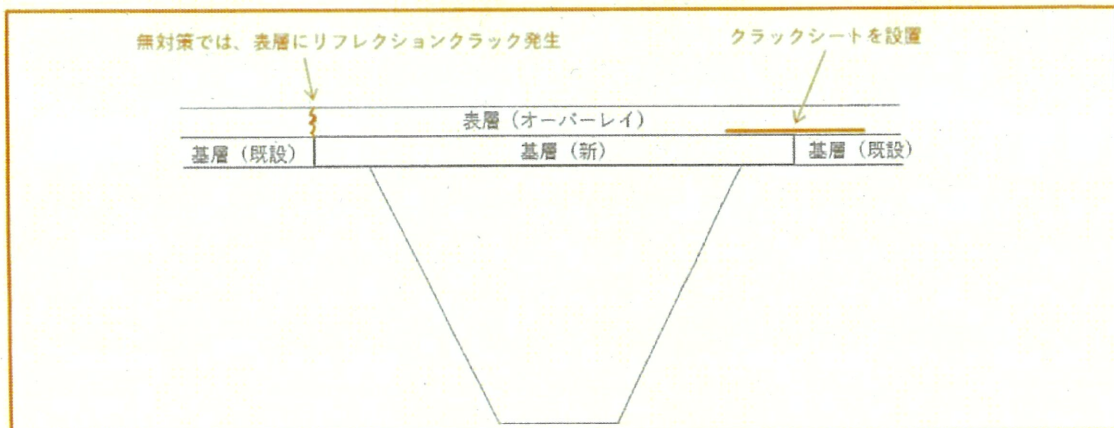
斜め切削について（廃止）

- ・横断方向の舗装打ち継ぎ箇所では、段差防止のため斜め切削による舗装の擦り付けを行うこととしていました。
- ・しかしながら、端部において薄層での擦り付けとなることから、長期的に破損の原因となっている事例が多いため、令和3年度工事からは行わないこととします。



クラックシートの設置について（新規）

- ・舗装の本復旧時に影響幅から舗装端までが1m以上の場合は切削オーバーレイによる復旧としている。
- ・基層の打継箇所でリフレクションクラックが発生し舗装の維持管理に支障となっているため、令和3年度工事からは切削オーバーレイの施工時に基層の打継部にクラックシートを設置することとします。



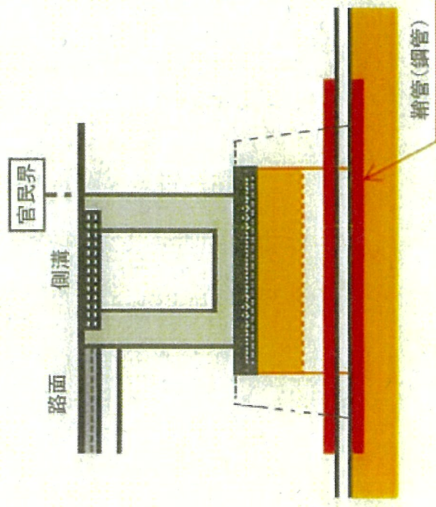
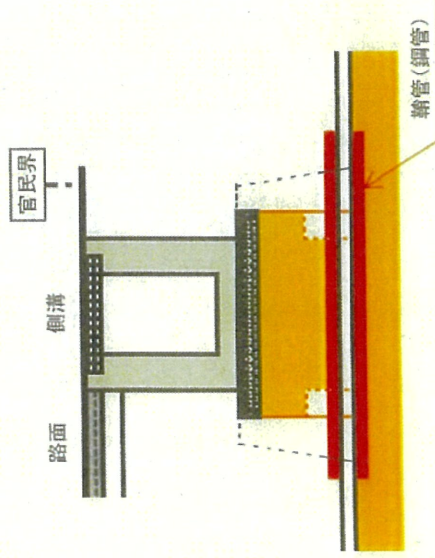
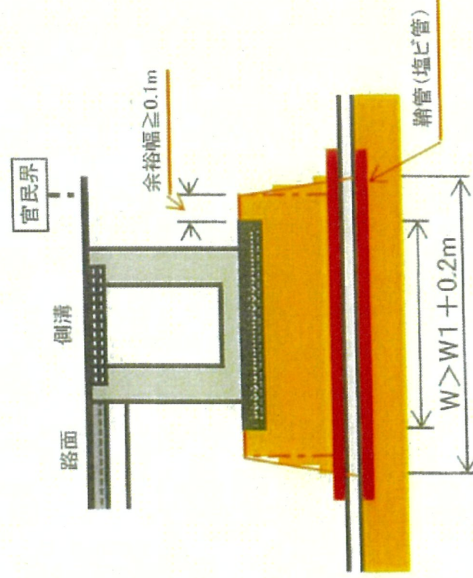
道路占用の”鞘管施工”参考図

S=Free

※”消雪パイプ”は、”側溝”と同一施工にて省略

許可する施工方法

不適切な施工例



道路占用工事完了届の添付写真（掘削工事）

項目		内容	チェック	
竣工	着手前・完成	路面及び周囲の風景を入れたもの 着手前・完成写真は同一箇所を同一方向から撮影		
工事状況	占用位置	舗装カッター切断状況、既存舗装厚検測		
		廃材積込状況		
		掘削状況、掘削完了、検測		
	仮復旧	路床工	一層毎の埋戻し・転圧、検測 埋設シート ※一層の仕上げ厚20cm以下	
		路盤工	転圧、検測 ※下層路盤 仕上げ厚20cm以下	
			転圧、検測 ※上層路盤 仕上げ厚15cm以下	
	仮表層工	転圧、検測		
	本復旧	路盤工	影響幅のカッター切断、検測	
			舗装の剥ぎ取り及び掘削状況、廃材積込状況	
		基層工	上層路盤不陸整正、転圧、検測	
敷均し、転圧、検測、温度測定				
敷均し、転圧、検測、 温度測定				
表層工	白線等があった場合の復旧			
	点字ブロックがあった場合の復旧			
その他	工事看板、安全施設、誘導員			
	残土の積込み及び処分、入れる土の等積込み埋め戻し			
	掘削面積			

道路占用工事完了届の添付写真（架空電線等工事）

項目		内容	チェック
竣工	着手前 完成	路面及び周囲の風景を入れたもの 着手前・完成写真は同一箇所を同一方向から撮影	
状況工事	占用位置	占用物件取付状況、取付完了 検測（路面から占用物件下端部まで）	
その他		工事看板、安全施設、誘導員	

※ 掘削深さ、幅、厚さ等の検測は帯広テープ、スタッフ等を正確にあて行うこと。

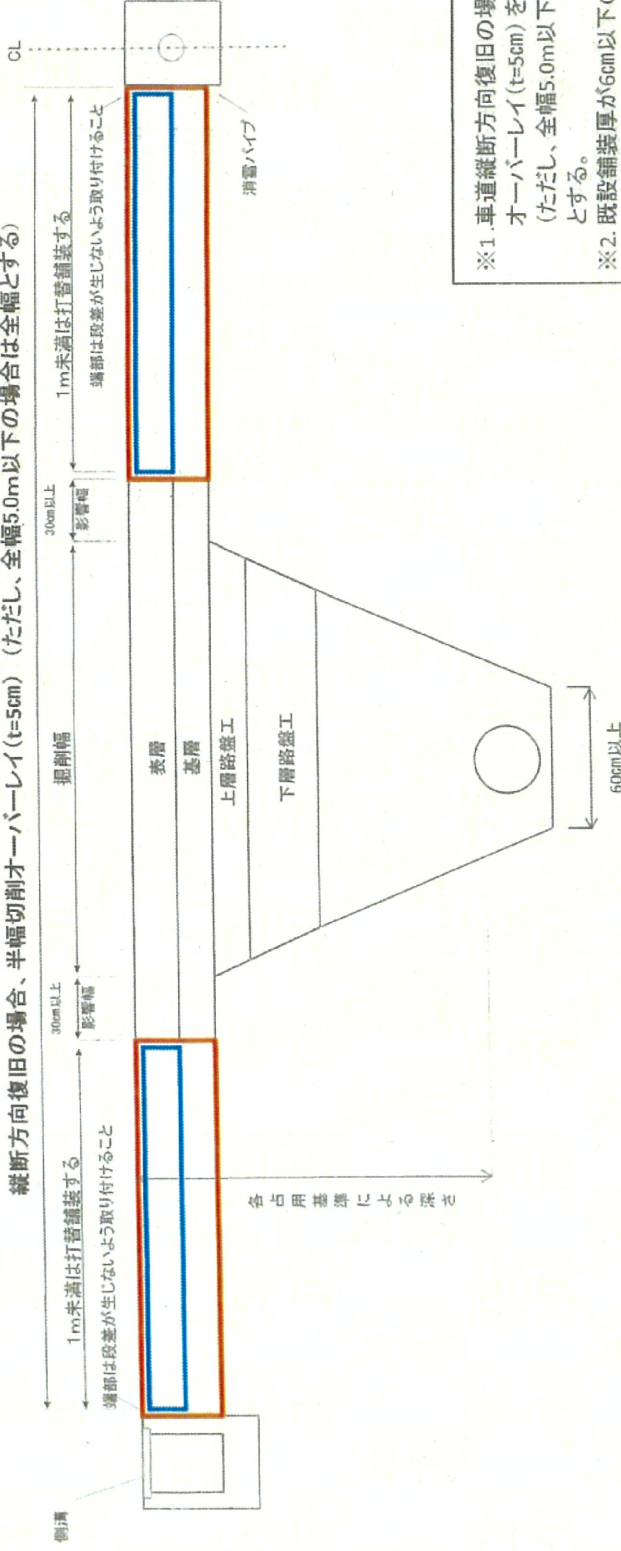
※ 検測写真は、目盛り判読が可能なように撮影すること。

復旧断面図

<道路縦断方向への占用の場合>

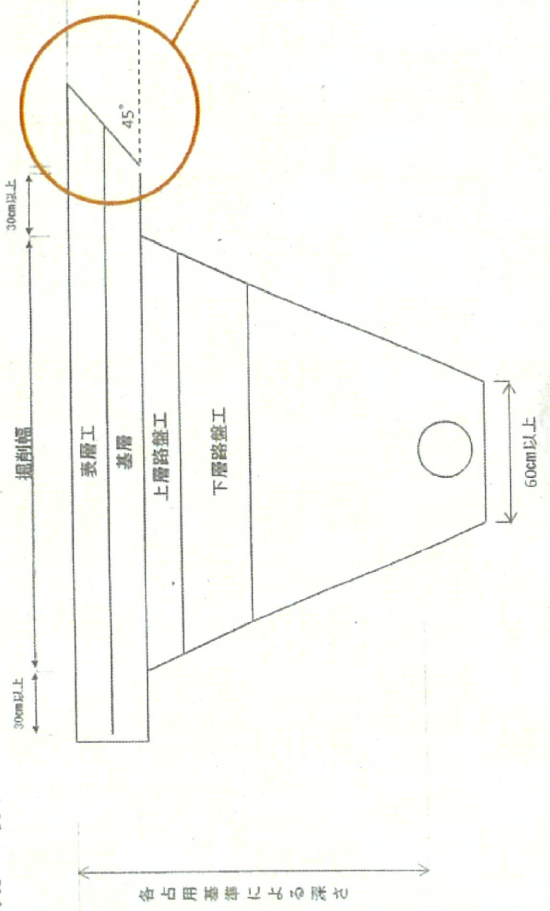
■ (影響幅から舗装端まで1m未満の場合又は既設舗装厚が6cm以下の場合には半幅打替とする)
■ (影響幅から舗装端まで1m以上の場合は半幅切削オーバーレイとする)

縦断方向復旧の場合、半幅切削オーバーレイ(t=5cm) (ただし、全幅5.0m以下の場合には全幅とする)



<道路横断方向への占用の場合>

- ※1. 車道縦断方向復旧の場合、半幅切削オーバーレイ(t=5cm)を行うこと。
(ただし、全幅5.0m以下の場合には全幅とする。)
- ※2. 既設舗装厚が6cm以下の場合には半幅打換舗装とする。
- ※3. 車道横断方向復旧が接近し複数箇所復旧の場合(概ね20m程度以下)は、その間は切削オーバーレイ(t=5cm)を行うこと。



【注意】
令和3年度工事から斜め切削は行わない。